

10月からの保育料無償化における給食費について

○令和元年10月から、3歳児～5歳児クラスのお子様については**保育料が無償化**されます。また、0歳児～2歳児クラスのお子様については、住民税非課税世帯が無償化の対象となります。
※上記無償化制度の対象となるために必要な手続きはありません。

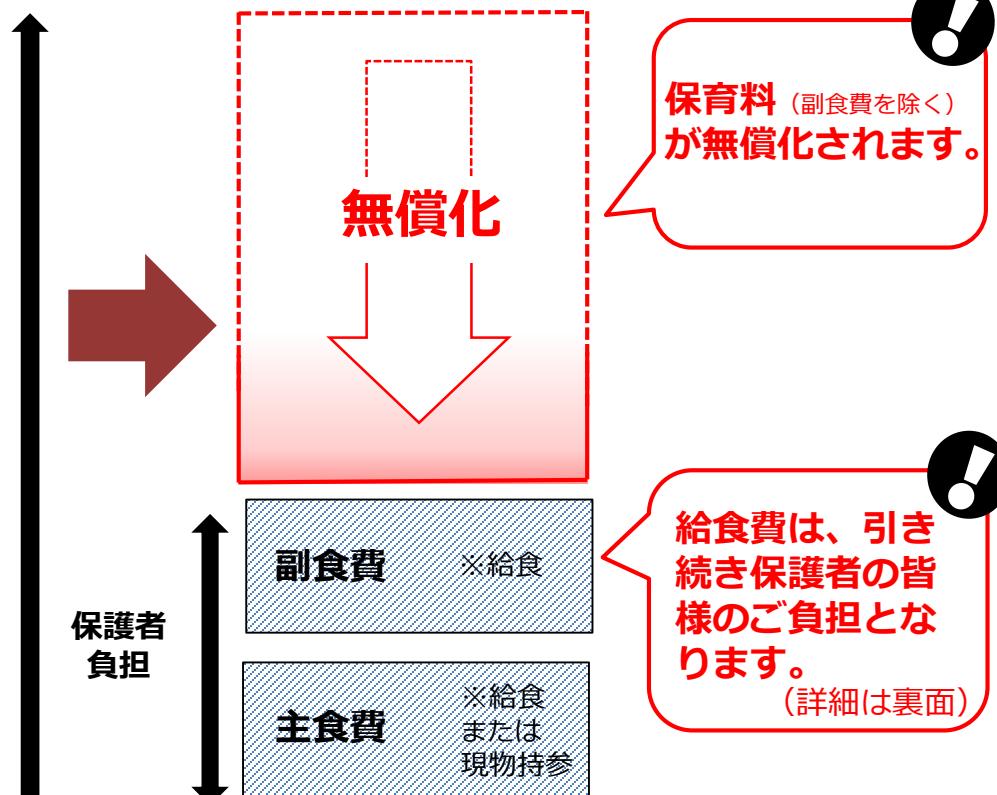
○保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
※なお、年収約360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降につきましては、副食費の徴収が免除となります。

(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

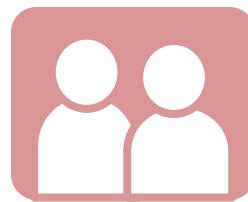


～無償化後（令和元年10月以降）～

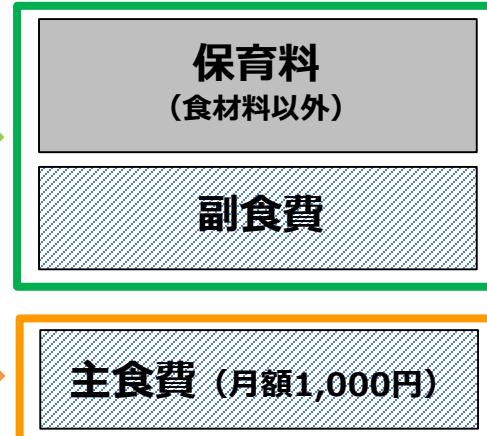


- 現在、3~5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分についてはお通りの保育所へ、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市へ、
 それぞれお支払いしていただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただされることになります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

～これまで～



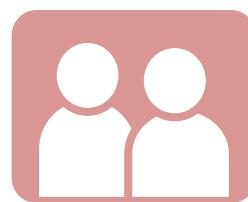
保護者の皆様



市



～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆様



×
(不要)

市



現金徴収
保育所



柏原市への保育料の支
払いは不要になります。

主食分と副食分の給食費
をまとめて保育所にお支
払いいただきます。